

事務連絡
平成27年1月26日

各指定（介護予防）訪問介護事業所 管理者 様
各指定（介護予防）通所介護事業所 管理者 様
各指定居宅介護支援事業所 管理者 様
（高松市内に住所を有する事業所を除く）

香川県健康福祉部長寿社会対策課

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う指定介護予防訪問介護及び指定介護予防通所介護事業等の留意事項について（お知らせ）

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号。以下「法」という。）、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成26年政令第225号。以下「政令」という。）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第71号。以下「省令」という。）が、平成26年6月25日に公布されています。

これにより、「指定介護予防訪問介護」、「指定介護予防通所介護」、「指定通所介護」及び「指定居宅介護支援」については、法及び政省令の施行により、平成27年度以降、指定事業者制度の改正が予定されており、主な内容は次のとおりです。今後、集団指導や同報メール等により、制度改正に関する情報等については、順次、お知らせしていくことにしていますので、各居宅サービス事業所等におかれては、ご留意いただくようお願いいたします。

なお、現時点で、本県において、平成27年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始する市町はないことを念のため、申し添えます。

記

1. 地域支援事業の見直しに関する事項（指定介護予防訪問介護、指定介護予防通所介護関係）

(1) 介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護（以下「介護予防訪問介護等」という。）を総合事業に移行し、平成29年度までに全ての市町村で実施するものとする。こと。（平成27年4月1日施行：法第115条の45等関係）

(2) 介護サービス事業者及び市町村の負担軽減のため、総合事業に係る規定の施行日の前日（平成27年3月31日）において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスを行う事業者は、施行日（平成27年4月1日）において総合事業の指定を受けたものとみなす経過措置が設けられていること。（法附則第13条）

※ 総合事業に係るみなし指定は、現行の予防給付の指定からの円滑な移行のため、全市町村に効力が及ぶこととされている。また、平成27年4月から総合事業を実施しない市町村においてもみなし指定の効力は生じる。（「介護予防・日常生活支援総合事業及び地域密着型通所介護に係る経過措置について（平成26年6月25日厚生労働省老健局振興課通知）」以下「経過措置通知」という。）

※ 介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービス事業者による指定については、平成27年4月以降であっても新たな指定や更新を受けることは可能であるが、その場合においては、総合事業に係るみなし指定の対象とならない。(経過措置通知)

(3) 上記1.(2)の事業者が施行日の前日(平成27年3月31日)までに、別段の申出を事業所の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長(他の市町村の被保険者が利用している場合には、当該他の市町村の長を含む。)に提出したときには、この限りではないこと。(法附則第13条ただし書及び省令附則第2条)

※ 介護予防サービス事業者は当該申出を行う際には、総合事業に移行した利用者が当該事業者によるサービスを利用できなくなるため、当該利用者が他事業所等において継続的に同様のサービスを受けることができるよう、利用者やケアマネジメントを行う地域包括支援センター等と十分調整する必要がある。(経過措置通知)

(4) 総合事業に係る規定の施行日は、平成27年4月1日とされているが、市町村の条例で定める場合には、平成29年3月31日までの間において当該条例で定める日までの間については、その実施を猶予することが可能となっていること。(法附則第14条第1項)

(5) 総合事業に係るみなし指定については、その効力が平成27年4月1日から生じ、その有効期間については、第6期事業計画期間における経過措置として、原則平成27年4月から平成30年3月末までの3年間とするが、市町村が平成27年4月までにその有効期間を定めた場合にはその定める期間とする予定であること(今後政省令等で規定予定)。(経過措置通知)

(6) 予防給付から総合事業への移行期間中である平成27年度から平成29年度までの間にあっては、予防給付による指定(介護予防サービス事業者の指定)の効力も残るため、総合事業に係るみなし指定について「別段の申出」をしない事業者については、市町村による総合事業の指定と、都道府県等による予防給付の指定の2つが効力を生じること。(経過措置通知)

(7) 総合事業に係るみなし指定を受けた事業者について、平成30年4月1日(みなし指定の有効期間を市町村が独自に定める場合は、当該期間の満了日)以降も事業を継続する場合には、市町村から総合事業の指定の更新を受ける必要があること。(経過措置通知)

(8) 総合事業に係るみなし指定の有効期間が満了し、更新を行う場合は、その効力は各市町村の区域内においてその効力が及ぶため、事業所が所在している市町村(A市町村)以外の市町村(B市町村)の被保険者が利用している事業所については、A市町村の指定更新とともに、B市町村の指定更新が必要となること。(経過措置通知)

2. 居宅サービス等の見直しに関する事項(指定通所介護、指定居宅介護支援関係)

(1) 通所介護のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数未満のものについて、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付けるものとする。こと。(平成28年4月1日までの間で政令で定める日施行：法第5条関係)

※ 厚生労働省で定める利用定員の数は、19人になる予定である。

(2) 介護サービス事業者及び市町村の負担軽減のため、地域密着型通所介護に係る規定の施行(平成28年4月1日までの間で政令で定める日)の際、現に指定を受けている通所介護(利用定員が改正後の介護保険法第8条第7項の厚生労働省令で定める数未満であるものに限る。)の事業を行う者は、施行日において当該事業所の所在地の市町村(他の市町村の被保険者が利用していた場合は、当該他の市町村を含む。)の長から地域密着型通所介護に

係る指定を受けたものとみなす経過措置が設けられていること。(法附則第20条第1項)

※ みなし指定は、円滑な移行のため、当該事業を行う事業所の所在地の市町村及び施行日の前日において他の市町村の被保険者が通所介護を利用していた場合には当該他の市町村に効力が及ぶ。(経過措置通知)

※ みなし指定の有効期間については、施行日から効力を生じるが、有効期間の満了日は改正前の通所介護の指定を受けた日から6年を経過した日までとする予定である。(経過措置通知)

※ 地域密着型通所介護の指定を受けたものとみなされた事業者については、地域密着型通所介護に係る規定の施行日に、居宅サービスの通所介護の指定の効力が失われることとされている(法附則第20条第2項)ため、現在その利用定員は厚生労働省令で定める数未満であるが、引き続き居宅サービスの通所介護として事業を行う事業者は、当該施行日の前日までにその利用定員を厚生労働省令で定める数以上に変更し、都道府県知事にその旨を届け出る必要がある。(経過措置通知)

(3) 上記2.(2)の事業者が施行日の前日(平成28年4月1日までの間であって政令で定める日)までに、別段の申出を事業所の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長(他の市町村の被保険者が利用している場合には、当該他の市町村の長を含む。)に提出したときには、この限りではないこと。(法附則第20条第1項ただし書及び省令附則第4条)

(4) 指定居宅介護支援事業者の指定等を市町村が実施するものとする。こと。(平成30年4月1日施行:法第6条関係)

【問い合わせ先】

○上記1及び2に関すること

- ・高松市外に住所を有する事業所 香川県健康福祉部長寿社会対策課 在宅サービスグループ
TEL 087-832-3269、3274
- ・高松市内に住所を有する事業所 高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課
TEL 087-839-2326

○その他、総合事業に関すること

- ・香川県健康福祉部長寿社会対策課 計画推進グループ
TEL 087-832-3270、3271
- ・各市町介護保険主管課

【別添資料】

＜参考資料1＞

- 全国介護保険担当課長会議(平成26年11月10日開催)資料より抜粋
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案(概要)〔厚生労働省老健局振興課〕他

＜参考資料2＞

- 介護保険最新情報V o.1.396(平成26年10月1日厚生労働省老健局振興課)
【「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&Aについて】より抜粋

＜参考資料3＞

- 全国介護保険担当課長会議資料(平成26年7月28日開催)についてのQ&A【9月19日版】より抜粋